

福岡県 MaaS 事業に係る調査研究業務委託仕様書

1. 業務名称

福岡県 MaaS 事業に係る調査研究業務

2. 業務概要

(1) 業務実施期間

業務締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(2) 業務目的

本県では、令和 5 年度から、MaaS アプリを活用したデジタル乗車券の造成等の「MaaS 実装事業」、モビリティデータ等を活用した交通動態分析等の「データ利活用事業」の 2 つの事業を柱として MaaS の推進に取り組んでいる。併せて、MaaS を実現するための基礎的なデータ整備として、「交通情報のオープンデータ化」に取り組んでいる。

今後は、県が主体となって実施してきたこれらの取組に加えて、市町村の主体的な事業を促進することにより、MaaS の更なる推進を図っていくこととしている。

本業務は、令和 5 年度からの県 MaaS 事業の成果や課題を把握・分析するとともに、次年度以降の取組方策や県による市町村支援策を検討することを目的として実施するものである。

なお、「データ利活用事業」においては、交通事業者からのデータ取得や関係者間での共有、分析結果の活用について課題を洗い出し、行政と交通事業者、交通事業者間でデータや分析結果を共有する際の考え方を整理することにより、事業を円滑に実施するための環境整備に取り組む必要があることから、別途調査、検討を行うものである。

(3) 業務内容

県が実施している「MaaS 実装事業」、「データ利活用事業」及び「交通情報のオープンデータ化」の各事業について、下記の業務を実施すること。なお、「オープンデータ化」の事業には、リアルタイム情報の整備を含めること。

① 事業評価

- ・これまでに実施した県 MaaS 事業について、その成果や課題、改善点を分析・評価すること。評価にあたっては、これまでの事業結果やこれまでに実証実験エリアで実施したアンケート調査や移動ニーズ調査等の既存の分析結果を活用するとともに、県 MaaS 事業に関わる県職員（観光や地域振興に関わる職員も含む）、市町村職員や交通事業者へのヒアリングを行うこと。

② 現状把握

- ・県内で市町村や交通事業者が実施している MaaS 事業について、取組状況を把握すること。取組状況の把握にあたっては、県が保有する情報を活用するとともに、必要に応じて市町村や交通事業者に対するヒアリングを実施すること。

- ・他自治体における好事例を調査・整理し、本県における活用可能性や応用方法を提示すること。

③ 今後の県 MaaS 事業の方向性に係る検討・提案

- ・①及び②の結果を踏まえ、次年度以降の県 MaaS 事業の取組方針や市町村が取り組む MaaS 事業に対する支援体制の構築に向けた検討・提案を行うこと。
- ・市町村による主体的な MaaS 事業の実施に資するため、これまでの県 MaaS 事業によって得られた知見やノウハウを市町村が活用しやすい形で整理・体系化すること。

④ 「データ利活用事業」におけるデータ取得・共有・活用に係る考え方の整理

- ・これまでの本県における「データ利活用事業」の取組を踏まえ、県、市町村の職員や交通事業者へのヒアリング、国が示す考え方、他都道府県での取組等を整理した上で、課題を洗い出し、考え方を整理すること。
- ・整理にあたっては、県及び交通事業者による協議の場（必要に応じた回数実施）において整理した考え方を提案し、議論の内容を反映した上で最終案を作成すること。

⑤ アドバイザリー業務

- ・業務期間中、県が委託事業者に対して県 MaaS 事業に係る助言等を求めた際には、随時対応すること。また、発注者との協議の上、資料を作成すること。
（主に県の次年度施策検討に資する助言等を想定）

3. 成果品

(1) 成果品

成果品は以下の表に定めるものとする。なお、本業務で得られた成果品は県に帰属する。

No	項目	規格等	提出期限	数量
1	中間レポート（※）	PPT/WORD/EXCEL形式	令和7年10月3日	1部
2	中間報告書	PPT/WORD/EXCEL形式	令和7年10月31日	1部
3	最終報告書	PPT/WORD/EXCEL形式	令和8年2月27日	1部

※ 中間報告書の概要版であり、A4 サイズ 5 頁程度のものを想定。

(2) 納入場所

福岡県企画・地域振興部交通政策課（福岡市博多区東公園 7 番 7 号）

(3) 秘密の保持

本業務に関し、受注者が本県から受領し、又は閲覧した資料等は、県の実情なく公表し、又は使用してはならない。また、本業務に関し、本業務で知り得た県の実情上の秘密を保持しなければならない。

4. 特記事項

(1) 再委託の禁止

受注者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、法令で禁止されている場合を除き、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときは、この限りではない。

(2) その他

委託業務契約書及びこの仕様書に記載のない事項については、受注者と福岡県交通政策課が協議し、決定する。